

承前・成尋の『日記』を読む

—『参天台五台山記』の領域—

井上泰也

1

二〇一一年、藤善眞澄氏『参天台五臺山記』下（巻五―八（一〇七二年十一月一日―一〇七三年六月十二日））が上梓され、待望の訳注シリーズが完結した。この間、齊藤圓眞氏による訳注書は、Ⅲ（第十三―十八章（巻五・六）、山喜房佛書林、二〇一〇年）に至り、又、『宋代の中日交流史研究』（勉誠出版、二〇〇二年）の著者、王麗萍氏によって『新校参天台五臺山記』（上海古籍出版社、二〇〇九年）も出版された。白化文・李鼎霞両氏（花山文藝出版社、二〇〇八年）に続く本書校点本の出版は、当『日記』の舞台、中国においても、当『日記』の備える特異な精密性が広く認識されると同時に、当『日記』に含まれる様々な情報について、縦横の研究が加速されることを予感させる。

「日記」というものは、屢々他者に読まれることを前提に書かれるのだという。元来が博覧強記の成尋が、強靱な使命感と圧倒的な筆力を注ぎ込んだ当『日記』は、単なる滞宋日誌ではなく、初めから読者を想定した公式「日記」の典型であろう。それは、又、十一世紀後半頃から形成されたという、平安末・鎌倉期に特徴的な、「日記の家」の系譜に連なるものであるのか（松蘭斉『日記の家——中世国家の記録組織——』吉川弘文館、

一九九七年：同『王朝日記論』法政大学出版局、二〇〇六年：元木泰雄・松蘭斉編著『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、二〇一一年等を参照）。

筆者は、当『日記』中の金銭出納、登場人物たちの群像、『日記』に切り取られた、衣・食・住を始めとする宋代の日常性に関し、甚だ不完全な形ではあるが、順次大まかな集約を試みて来た。②当研究の主導者、藤善氏の訳注書が完結されたのを一区切りとして、改めて全八巻を通読し、可能な限り旧稿の補訂と『日記』をめぐる展望に務めたい。

龐大な情報量の割に、決して多くはないであろう成尋自身の誤記、それと裏腹の日本における夥しい誤写、そして駆使される和漢折衷の語彙・用法は、今一步『日記』への接近を阻んで来たように思われる。藤善氏訳注書によって、漸く卓れた『日記』定本が齎されたのである。

2

筆者集計、二三〇例の銅銭出納は、藤善氏訳注書に照らし、数多くの齟齬、解釈の違いがあり、訂正すべき箇所も少なくない。③

一〇七二年四月二十一日（巻一、杭州）：成尋一行八名の沐浴費八〇文は、呉船頭（呉鑄・十郎）が支払ったため、集計外としなければならない。④

同年五月十一日（同、剡県）：家主張九郎への二二〇文（家主志一〇〇文・

房賃五〇文・轎子功七〇文)は、家主の饒別によって一部相殺と見ていたが、不自然であり撤回、全額支出とする。^⑤

同年七月十六日(卷二、天台山)：国清寺食堂における二〇〇文を、所持金と見做していたが、当日の齋銭収入と受取れる。^⑥

同年十月十六日(卷四、開封)：通事陳詠への九文は少額過ぎ、九〇文が理に叶う。^⑦

同年十月三十日(同、開封)：羅漢供で諸房を巡り絹を布施(宣秘大師慧賢・崇梵大師明遠・広智大師惠琢・定照大師・文慧大師智普・慈濟大師智孜房各一疋、成尋自房への二疋は返却?)、梵才三藏慧詢房へは一貫文が提供されている(集計漏れ)。^⑧

同年十一月一日―十二月二十六日の五台山巡礼行(卷五)には、駅銭(食銭・糧銭・盤纏銭)が一七回登場(うち二回は二駅の合算)、金額が判明するのは九回分のみである。当銭は駅券(三司券)十二月一日支給・十二月二十九日返却)携行の官費移動者に対する旅行手当てであったと想定出来るから、筆者は九回分、計六八二三余文を、そっくり収入項目へ計上した。^⑨

ところが、藤善氏訳注書は、原文を尊重されたためか、三回分(十一月九日(星軹駅)・十五日(威勝軍)・二十三日(忻州・金山両駅)：何れも金額無し)を除き、金額判明分を含む残り一四回全部を駅や寺からの宿泊費・食事代の請求(「駅より銭を請めて来る」)及びその支払いと理解されている。^⑩

十一月十二・十三日、一行は潞州崇賢・寺底両駅を通過した。但し、宿泊・飲食したのは、それぞれ最寄りの開元・資慶両寺であって、両駅から八〇〇文を請求される道理は無からう(翌朝、粥を振舞った資慶寺に対し、藤善氏は、「僧一人につき」銭百文、行者一人につき六〇文を与った、と解されるが、一行全体では宿泊費込みと見ても高額過ぎ、一六〇文の出費として

処理)。

『宋代交通管理制度研究』(河南大学出版社、二〇〇二年)の著者、曹家齐氏が、成尋『日記』の精密性に触れながら、「館駅で食事を取る場合、館駅は駅券の規定通りに標準的な供応を行なう。もしも館駅で食事をしない場合は、毎日標準的に供給される食物・用品を銭に換えて受取るのである」とされるのは、妥当な解釈であろう。

十二月四日、念願の五台山参拝を果たした成尋が、「繁峙県十一月廿七・八・九、十一月一・二・三、并六日食銭請求。予雖制止、使臣請求也。在山喫寺齋、出寺至軍駅有寺食。只可請一日料、而請六日、不便也」と記すのは、使臣劉鐸が、五台山滞在(十一月二十八―十二月一日の三日間)を含む六日間に互って、食銭申請手続きを行なっていることに対して、煩雑で非効率的な印象を拭えなかつたからだと思われる。

銅銭に付随する「省陌(77文)」に関しても、藤善氏訳注書の説明は納得出来ない。すなわち、『日記』に登場する三例、

・銭貳索文省(台州知州錢暄の志与、一〇七二年閏七月十六日(卷二))

・官銭二百貫文省(宋朝支給上京費、同年八月一日(卷三))

・銭九百文省(羅漢供布施、同年十月三十日(卷四))

錢暄の志与は、一五四文ではなく一五四〇文(二〇〇〇×七七)であり、上京費を記した「台州牒(七月廿四日)」は、「并びに上件の合に支すべき官銭二百〔貫〕文省は、内、一索〔に〕四十文省を退き、底索は支せざるの外、實支の官銭は一百九十八索九百六十文省なり」(二〇〇貫一・〇四貫一・九八貫九六〇文省(約一五三・二貫)：「筆者」となり、羅漢供布施は、続けて「老僧二百文、七人各百」とあることから、必ずしも六九三文(九〇〇×七七)を意味しない。

「索」は、貫索・索繩の意で、「貫」と全く同義と考えられるが、宋代史料には、「貫・緡・千」以外の用例は見出し難く、逆に、『日記』引用

の二例（一つは官僚の私信、今一つは純然たる宋代公文書）が、貴重な実例になるのかも知れない。但し、中唐の、しかも小説での用例になるが、名作「李娃伝」（『太平広記』巻四八四）に、凶肆（葬儀屋グループ）に身を落とした主人公の若者が、挽歌の腕前を買われて東組に引抜かれる際、「銭二万索」が掻き集められている（物語は最高潮、天門街での歌比べへと続く）。唐代では小説や白居易「俸銭」詩等、「万（十貫）」の銭額表示も多く、当伝でもこの前後に「百万」（水揚料）や「五万」（罰金）が並ぶ。「二万索」は、展開上、特別に演出された数字なのであろう。

なお、「底索」に関して、藤善氏は、底は整数・定数で、一索千銭まるまるを表わす語彙と推測される。あるいは、税・経費差引きの直接的発端、「貫頭（首）」に相對・対立する意であろうか（二百貫文省から一索四十文省を差引くが、残り一定の貫銭、底索は計算・支出の対象ではない?）。

一〇七三年一月五日（巻六、開封）：五台山の行者、温仁等に五〇〇銭を与える（集計漏れ）。

同年一月十一日（同、開封）：上元節の皇帝出駕に備え、借馬九疋。馬主への支払いは前日三〇〇文（残額六〇〇文）であったが、当日、実際には九〇〇文が支払われた（三〇〇文、集計漏れ）。

同年一月二十七日（同、開封）：「与銭五百文小師与了」、意味不明で集計外。

同年三月十一日（巻七、開封）：後苑祈雨恩賜、成尋三六貫二五〇文、聖秀・長命各七貫（澡浴四貫五〇〇文・恩沢二貫五〇〇文）、当日のチップも含め、集計変更せず。

同年三月二十一日（同、開封）：呉充郎訪問のための借馬、梵才三歳の世話と誤解、三歳の馬人に一〇〇文、もう一人に五〇文、計一五〇文の集計漏れ。

同年四月十二日（巻八、開封）：通事陳詠の剃髮得度に際し（四月四日

「中書門下牒」・十二日「尚書祠部牒」、尚書祠部書生官人に支払った一貫文は、全額陳詠の負担として処理していたが、半額は成尋の負担と見るべきであろう（五〇〇文の集計漏れ）。

同年四月十四日を以て、成尋の開封滞存も終わる。十三日、新経の船への運搬、「担兵士七人、雇夫一人、各二度往還運物、与実銭六十文、馬二疋省分六十文了」、十五日、出船前、「称先例有由、出船料梢工百文、水手二百文下給了、梢工作百文与了」に対し、藤善氏は、実銭で六〇文、馬二疋には省分で六〇文ずつ（十三日）、「先例が有るとの由を称て船料と梢工に百文、水手に二百文を出させる。下給った。梢工にも（二）百文にして与した」（十五日）と解釈される。

「馬二疋省分六十文」は意味不明、強いていえば、八人の二往復の運搬労働は、馬ならば二疋分に相当の意か。「梢工作百文」も、敢えて原文を改めず、計四〇〇文の出費と捉えておきたい（両日共、集計変更せず）。

十三日の「実銭・省分」もそうであるが、『日記』が終わりに近づくにつれ、同様の表現が散見されるのは、先述「省陌」の関連から見ても気になる所である。すなわち、

・馬廿疋（文?）実与了（三月十三日、借馬一疋三〇〇文で処理）。

・戊時、行浴室、沐浴了、実与三十文了（四月十四日）。

・竹轎買実分三百五十文了（五月十一日、常州）。

とあって、藤善氏は、「実・実り・実分」と訳されている。滞宋一年、漸く成尋にも「省陌」の仕掛けが見え始めたのか、とも思わせるが、残念ながら、情報自体が極めて断片的であって、検討材料にはなり得ないであろう。

以上、専ら藤善氏訳注書に基づき、『日記』銅銭出納の補訂を図って来た。出納総数は四件増え二三四例、補訂箇所九件の内訳は、▽支出：沐浴費八〇文削除・礼金（張九郎）一〇〇文追加・贈与（陳詠）八一文追

加・礼金〔梵才三藏〕一〇〇〇文追加・礼金〔温仁等〕五〇〇文追加・交通費〔馬〕四五〇文追加・礼金〔祠部〕五〇〇文追加、△収入：齋錢二〇〇文追加（布施〔張九郎〕一〇〇文削除）、▽二五五一文・△一〇〇文である。従って、総支出は二〇〇貫一五一文、総収入は三三七貫一四九文、黒字額は一三六貫九九八文（約一三七貫文）と改訂しなければならぬ。^②

なお、藤善氏訳注書には銅銭の使用に関連して、非常に気に掛かる訳文が二箇所ある。一つは、一〇七二年十二月二十六日（巻五）、無事五台山巡礼を終え伝法院に帰着した成尋が、「馬鋪の十人に五十文を与える。銭を持ぶ童四人には〔別に〕八文を与えた」^③。今一つは、一〇七三年四月十三日（巻八）、新経運搬役の官人六名・担夫八名が口々にチップの少なさを言い募った際、成尋が彼らに書き示した一文、「太宗皇帝が日本の薈然に大藏経一〔藏〕六千余巻を賜わったとき、使者と人力に更ら銭禄は無かった〔と]いう。その日記は召され納めた。今、始めて銭を分うのだ。〔銭の〕多いか少いかは、人の心に在るもの」である。^④

「持錢重四人」、東福寺本は「錢童」に近いとしてかく訳される。運ばれた銅銭の量は判明しないものの（先述の駅錢は六・八貫、翌二十七日には所持金二〇余貫と記す）、仮に「省陌」の一貫でも三キロ近く、童の手に負える代物ではないと思われる。「今始分錢多少在人心」（今始めて分かる、銭の多い少ないは人心に在りか）は、筆者にとって『日記』を通じて最も印象的な件りであり（山水に得失無し、得失は人心に在り、を想起させる）、それは薈然の事蹟を受けるのみならず成尋の金錢出納全体、取り分け礼金・贈与・心付け・チップ等の突出した多さに掛かって来るように思われるのである（再集計、一三四例のうち一一九例が礼金・贈与等の支出〔51%〕、金額の上では支出の32%、出納全体の12%を占める）。

3

藤善氏訳注書（下）巻末には、主に注記より摘出された、四七二人名、二五四書名、寺院・建物等を含む六八五地名、一三〇三職名・事項、を擁する索引が付され（四一頁分：研究篇〔二〇〇六年〕にも、五六頁に互る、事項・地名・人名・書名索引）、又、王麗萍氏校点本にも、必ずしも網羅されてはいないが、掲載頁を列記する、八二一地名（寺院・建物等を含む）、五〇七人名、二九二書名、から成る索引が付く（七七頁分）。

『日記』登場の多彩な人物群像は、成尋の実見者だけで、筆者集計、延べ総数二〇五四名（成尋・日本人僧、一四名を含む）に昇った。^⑤但し、『日記』には、更に多士済済の人物群像が伝聞・引用されており、それは例えば、五台山巡礼の折書き留めた駅舎の壁の碑刻詩文（一〇七二年十一月九日・二十三日〔巻五〕）から、移録された各種典籍（『楊文公談苑』十二月二十九日〔同〕、「大宋新訳聖教序」一〇七三年一月十二日〔巻六〕、『福蓋正行所集経』奥書き二月二十五日〔同〕）、そして多数の公文書文末、署名箇所へと及ぶ。両氏による浩瀚な索引を手掛かりに、『日記』の基本人名や人間関係の把握に務めたい。

まず、天台県庁に出入りする官僚たちについて見よう（原文は、主に王氏校点本に拠った）。

一〇七二年五月二十日（巻二）……次行県衙。先謁知・仙尉・秘書、以参来文状奉覽。次入衙、太守出迎、共入亭、坐倚子。令見杭州公移、以通事陳詠通言語、太守点茶菓……

五月二十六日（同）……先向天台県。謁知・見皇太后御『法花経』、感喜無極。有茶湯、退出。向監・酒許、県第三官人也。有茶菓。第二官人推官秘書、依向杭州、不謁……

六月二十七日（巻二）……申時、寺主・副寺主・監寺三人、与天台県

知・県・推・官・二・人・同・来……以『心地観経』理懺悔文論得経偈、書与知・県・了、感喜不少。……

七月二十一日(同)……未時、於大門前橋亭、謁天台県知・県・太守并明州推官、点茶。……知・県・問云：「安存間有不足事、可示者。」無不足由答了。……

閏七月六日(同)……従寺主許有文字(日本消息、唐云文字)：「昨日、去県、謁州通判郎中、前奏表遊五臺、今朝中有文牒下州、許遊臺、亦令官員防送上京、面見皇帝。『注法華』更借兩卷」云々。齋了。向天台県、謁通判郎中、借経第三・四卷了、委聞宣旨了。……

閏七月七日(同)……従知・県・有文字、寺主相共可来由、即出去県。仙尉秘書出、令見台州牒、可上京、面見皇帝宣旨。……知・県・仙尉以書重重問答、推官秘書同以問答。……次参通判許、対面、献如理如量六句「智証大師釈」了。……

閏七月十日(同)……為告去州由、行向知・県・許、推官在一処、問答了。……

閏七月二十六日(同)……午時、去天台県。謁推官、示人力十人、到剡県料。推官答云：「聖旨不同常事、州県尽心運送者。」問：「知・県・仙尉。」推官答：「近差入州、一月日帰」云云。……

さて、最初の天台県庁訪問の折、二番目に登場する太守は、成尋の台州訪問行(五月二十六日―六月四日)の途次、皇太后御筆『法華経』に感激(五月二十六日)、六月二十七日・七月二十一日には、国清寺の成尋の許を訪ね、又、到着した上京命令書を取次ぎ(閏七月七日)、二度目の台州行(閏七月十一日―二十四日)の前にも、成尋と会見している(閏七月十日)。すなわち、『嘉定赤城志』卷十一(諸県令)、熙寧四(一〇七二)年の欄に掲げられる趙君章(天台知県)であろう。前にも触れたが、藤善氏訳注書では、五月二十日・六月二十七日兩条に限って、知・県・「鄭知遠」と

あり、不審・不明である。

『赤城志』卷十一(諸県属官)に拠れば、県には丞・尉(主簿兼任)・監務のスタッフがいた。第二の官人推官秘書(五月二十六日杭州へ他出、六月二十七日知・県・と国清寺へ)は県丞であり、第三の官人監酒(五月二十六日、以後姿を見ず)は、実は第四位の監務であろう。

冒頭に登場する知・県・仙尉(県尉)秘書は、随分紛らわしい表記で、(天台・仙尉秘書なのか、知・県・と仙尉秘書なのか判然としない箇所もある(藤善氏は、閏七月七日条を知・県・仙尉に分けて処理される))。

成尋に上京命令が降ったことで旅の性格は一変、天台県庁にも、台州通判・安保衡(閏七月六日・七日)・台州軍事推官孔文仲(閏七月七日)等、州官の姿が目立つ。孔文仲は、最初に台州で登場する際(五月二十八日)、推官秘書と表記されるから、県の推官秘書(県丞)との区別が又紛らわしい(閏七月十日・二十六日兩条の推官は、状況から見て十日は辞別の挨拶、二十一日は剡県への運搬料と県尉の動静を訊ねている)、県官であろう。

通判・安保衡が、成尋から『観心注法華経』四巻を引続いて借りているように(貸与の約束(六月一日)、第一巻(十一日)、台州へ向かう、国清寺主仲芳の弟子、禹珪に託す)、第二巻(？)、第三・四巻(閏七月六日)、前日の通判返却後、本書を借りた司理参軍に返却を乞う(二十二日)、のち梵才三藏が閲覧(一〇七三年一月十一日)、典籍貸借の遣り取りは、『日記』人間関係の流れの把握にとって、重要な要素である。

但し、典籍・人間関係共に、大量で複雑であり、藤善氏訳注書にも、前後齟齬の箇所が見受けられる。例えば、『南岳七代記』は、五月二十五日、赤城山の中式阿闍梨に貸与、六月二十五日、同阿闍梨より返却されているのだが、六月八日の『南岳心要』に関する注記には、中式に『南岳七代記』を借りたとされる。又、六月十一日、鴻植阿闍梨に貸与した『妙楽大師念仏観念』は、十四日、同阿闍梨より林檎菓と共に返送されて

来たが、当典籍は、二十三日、中礼座主からも返送され、注記に十九日の貸与とあるものの、『日記』には、半風の同座主を見舞ったことしか記されていない^④。なお、五月二十三日、三賢院の日宣阿闍梨に貸与した『天台大師衣座室像〔図〕』は、六月十一日、再び同阿闍梨に借りられているが、ここでは「借」を「返」に変えるべきかと注記されている^⑤。

同様の事例は、様々な財貨の遣り取りにおいても認められる。

・志献絹二疋・汗衫料、両度雖返、遂收領了（一〇七三年三月十三日〈巻七〉）。

・相国寺受法座主来、与絹一疋・香一裹（三月十九日〈同〉）。

・照大師行者画工、与上絹一疋了（三月二十七日〈同〉）。

十三日、成尋は、五台山の副僧正（覚恵大師承範）を啓聖院に訪ねた。藤善氏は、「絹二疋と汗衫料を志献される。両度にわたりお返ししたけれども遂く収領いた^⑥」と訳されるが、むしろ逆で、成尋からの御礼の品ではなかったか。

相国寺受法座主（円則）は、定照大師を介し、成尋からの法華法伝授を願ひ出ている（二月二十四日〈巻六〉）。以後、伝授や典籍の貸与等、両者の関係は断続的に続く（二月二十六日、三月十二日・十三日・十九日〈右〉・二十七日、四月一日〈円則から顕聖寺印本『法華儀軌』一卷を志与される〉・三日・七日・九日）。藤善氏は、「絹一疋・香一裹を與^⑦された」とされるが、両者の立場上、逆の可能性も大ではないか。

成尋の肖像画を描いた画師（三月二十三日）が、「上絹一疋を与^⑧した」は、明らかに誤りで、四月十一日、固辞する同行者に銭一貫文を与えた折には、（以前、当人に）上絹一疋を支払ったと注記される^⑨。

因みに、余りにもありきたりな「与」に対し、「志献」の「献」には、上位者への贈与、進献のニュアンスが強く加わる。

・寺主許献沙金三小両、状云：進上、砂金參小両……（一〇七二年五

月十六日〈巻二〉）。

・七条七帖・衣衫七領持来、有府文状：銭十四貫四百文出。献了（九月一日〈巻三〉）。

・三堂加階四処、共百文銭上。献。……興国寺并窟、八百文献。上了（十二月一日〈巻五〉）。

・通事陳詠齋。以公家給銭五貫、并私銭一貫、合六貫、献三藏、令修齋（十二月二十八日〈同〉）。

・以通事照大師示云：「新羅提一口者、借申用之、献直絹一疋、永欲給預者。」答云：「更不可有直、早志献。」由畢。即来悦（一〇七三年二月二十四日〈巻六〉）。

すなわち、天台山到着の三日後、成尋より国清寺寺主仲芳の許に贈られた沙金（五月十六日）、同じく成尋より五台山真容院の宝章閣・集聖閣・僧堂及び、太平興国寺・金剛窟参拜で献上された四〇〇文と八〇〇文（十二月一日）、何れも成尋にとつて、特別な進献である。

開封太平興国寺伝法院の定照大師は、成尋の新羅提を借用していたが、これが気に入ったと見え、絹一疋を献じこの品を譲り受けた旨、通事の陳詠を介し伝えて来た。成尋の答えは、代価を頂く訳にはまいりません、とつくに志献奉った品です、であった（二月二十四日）。

その陳詠は、一部自腹を切つて（五貫は、五台山出発の当日〈十一月一日〉、宋朝から支給されたものであろう）、伝法院で盛大な齋会を設けるが、それを取り仕切ったのは、資金を献呈された、梵才三藏である（十二月二十八日）。

一〇七二年八月六日、国清寺を後にした成尋一行は、兩浙転運使手配の船で大運河を北上（二十四日）、二十六日には秀州に到着する。当地からの出航が、九月一日まで延びたのは、秀州当局が、一行七名分の袈裟等七領を染色・採寸の上、仕立て上げるのを待っていたからであった。

これも前に触れたが、成尋が、そもそも注文もしていない衣料に、「錢十四貫四百文を出献う」のは不可解である。出献は、進奉・貢献・進献等と同じく、完全に漢語の範疇で、この場合、秀州当局が、十四貫四百文を出費して、上京する一行に衣料を奉つたのだと考える（越州の「木席八領・諸僧表筵」〔八月十三日〕に続くこの差し入れは、杭州・蘇州を抱える、この付近の土地柄であろう）。

さて、成尋一行は、台州兵馬都監、鄭内殿崇班に引率されて、首都開封に向かう（十月十一日到着）。この使臣の名は、藤善氏を始め、普通「鄭珍」〔十月十八日、成尋「申文」〕と表わすが、王麗萍氏は、特に「鄭玠」を採られている。基本人名だけに、無用の混乱を避けるためにも、統一が望まれよう。同様に、開封で交渉の生じた客省司官人に、客省承受（取受）、「孫宣感」〔藤善氏〕がいるが、王氏は「孫宣惑」、筆者は「孫宣戒」であった。

「陳遂礼」〔入内侍省東頭供奉官・勾当御薬院・権勾当伝法院（一〇七三年一月二十一日：卷六）〕と「陳承礼」〔入内侍省内東頭供奉官・勾当御薬院・兼後苑（三月八日：卷七）〕は、別人なのか同一人物なのか、課題も残るが、基本人名の比定は、概ね藤善氏訳注書に従いたい。三度目の杭州で、二人の通判（通判学士〔蘇軾〕・通判郎中〔劉淮夫〕）と会見、後者に台州の安保衡が紛れ込んでいるが（五月二十二日〔卷八〕）、明州の知州学士が曾鞏だとすると（六月十日〔同〕）、又一人、『日記』の登場人物に、頭士が加わったことになる。なお、開封で、十月二十七日（卷四）登場の「太常博士劉璣」に対し、筆者は「劉璣」を採った。

成尋は、自らを「予・小僧・老僧」等と記し、弟子僧たちに対しては、個々の名前と呼ぶよりも、「小師」と括る場合が多い。「予・老小師二人・五小師」〔十二月十日（卷五）〕ならば分かりやすいが、文面だけでは状況が把握し辛く、藤喜氏は、「わたし・でし」等とルビを付す工夫を施され

ている。

藤喜氏が、「小師」とされたのは、「齋の後、小師等は相国寺の浴室に^①行向け、頼縁供奉一人が留る。……成尋一人が〔浴び〕畢ったところで……」〔二月二十日（卷六）〕の一箇所だけである。筆者は、「官よりの錢は今日から小師をもって用させる」由を崇班に示めた〔八月十八日（卷三）〕の箇所も、使臣鄭崇班との相対的な関係上、実質的に「わたし・われわれ」（成尋が官錢を自らの管理下に置いた）ではないかと考えた。

関連して、杭州から一行に加わった人物に、「小使」がいる（八月二十三日）。両浙転運使手配の大船三隻に、通事陳詠と同乗（一隻は僧たち、一隻は崇班らが分乗）、秀州では知州少卿（周邠？）差し入れの酒を、成尋らの船に招かれて飲み（二十七日）、開封到着後、伝法院に入る一行に、崇班・通事と同行、やがて当院に崇班・通事を残して船に帰って行った（十月十三日〔卷四〕）。

陳詠の先発（六月八日、杭州へ）・合流（八月十五日、越州）には、「身寄りの無い老母」や単身での「杭州公移」返却（「台州州牒国清寺」六月五日・国清寺送杭州返牒）六月七日）の他に、何か別の使命・事情が加わっていたのであろうか（五月二十六日、県丞も杭州へ他出〔前出〕）。ともあれ、上京命令が降り、陳詠は転運使の船に「小使」と同乗する運びとなっている。

「小使」は、宋代文献の「大・小使臣」（「小使臣」は、「送枢密院送客省牒」に登場〔三月二十六日〕、送天台使臣・左班殿直劉政である〔二十三日〕）とは、無関係であろう。筆者は、転運使派遣の使者と推定したが、それは同時に、陳詠懇意「われらが使者」の意であろうか。

そもそも、筆者が、当『日記』に接近した切っ掛けは、銅銭以外の財貨、沙金・銀・水銀等に寄せる関心からであった。此処では、沙金九例・銀四例・水銀二例等を再吟味し、これらの物質から見た、『日記』の立場、帯同する領域を展望したい。

〔沙金〕計一七・三両：一・三両（四小両、渡航費用〈一〇七二年三月十五日〉）、一両（三小両、家主張三郎に両替を依頼〈四月二十二日〉）、一両（三小両、国清寺寺主仲芳へ〈前出、五月十六日〉）、一両（杭州に還る陳詠へ〈六月五日〉）、三両（国清寺設齋料〈六月十六日〉）、一両（家賃・妻子上京料として陳詠へ〈八月二十二日〉）、三両（貸与として陳詠へ〈八月二十三日〉）、三両（謝礼として梵才三藏へ〈十月三十日〉）、三両（五台山文殊供養料〈十一月二十八日〉）。

〔銀〕計一九両：四両（天台山供養料、真覚院一両・大慈寺一両・石梁寺二両〈五月十八日〉）、三両（杭州に還る陳詠へ〈六月五日〉）、一〇両（五台山文殊供養料〈十一月二十八日〉）、二両（奉納追加〈同〉）。

〔水銀〕計二八〇両：一八〇両（渡航費用〈三月十五日〉）、一〇〇両（家主張三郎に両替を依頼〈四月二十二日〉）。

〔腋珠（真珠）〕：二分員二百余粒（両替八〇〇文〈四月三十日〉）、四粒（国清寺僧堂大炊男二人〈双頂・道新〉へ、各二粒を供与〈六月七日〉）。

渡航費用には、沙金・水銀の他に、米五〇石・絹一〇〇疋・掛二重・上紙百帖・鉄一〇〇錠等が含まれていた（三月十五日）。このうち、上紙（高級和紙）は、その後も計五五帖が、船員や天台山での懇意等に分与され、やはり日本将來品の、細布（高級麻織物、計一七丈か）と共に、高品質で軽量の土産・贈り物となっている。

上紙・細布の遙か上部に在って、かつ分厚い堆積を見せるのが絹であ

る。すなわち、宋朝から下賜された、計二六〇疋を筆頭に、各種礼金・贈与（二三疋半〈陳詠へ〉・一九疋〈客省司官人へ〉・九疋〈伝法院へ〉・六疋〈院書生（司家）へ〉）のみならず、五台山用雨具（弟子僧六名各絹一疋半、成尋・頼縁の雨具上下は各一貫七百文〈十月二十八日〉）、十六羅漢像・釈迦像、計十七鋪（計十四貫文：銅銭十貫四〇〇文・絹三疋〈一疋二二〇〇文〉で合算〈二月二十五日〉）の代価に至るまで、大量の絹が授受され、なおかつ高額取引に傾斜した独自の領分で、一定の貨幣的機能を發揮する。

成尋は、貨幣や財貨について、どのような認識を持っていたのだろうか。『日記』には、富・貨幣・財貨の多寡をめぐって、僅かながら情報がある。

一〇七二年五月二日、州牒（「杭州公移」）沙汰人二人への礼金各一〇〇文は、陳詠の助言によるものであった。五月十八日、天台山參詣の日にも、国清寺寺主から、「金銀の中、少々を隨身され、院々に奉納されるが良い」との助言がある（銀四両隨身〈小型の銀板と思われるが、その形制に関する情報は無い〉）。閏七月二十六日（前出）、上京のための移動に備える成尋は、天台県の推官（県丞）に、剡県へ向け人力十人を雇えば幾ら掛かるのでしようかと訊ねた所、聖旨故必要無いとの答えであった。十月六日、上京途上の港湾で、先に宿州で三〇石、いま宋州で五〇石の干薑しょうがをせつせと荷揚げする梢工屑福を、「最も富人と云ふべし」と記す。十月二十二日、朝見を終えた成尋は、白絹一六〇疋（二人二〇疋）及び僧衣の下賜に与かった弟子僧たちを、「已に以て富人と成りぬ。豈驥尾あいきび（駿馬である私の尻尾）につく蠅に異ならんや」と皮肉る。伝法院の司家への礼金をめぐって、梵才三藏に助言を求め、彼らを「大貪欲」と呼ぶことは前に触れた（十月二十五日・十二月二十七日）。その梵才三藏には、以後も屢々助言を受けた模様で、衡慶院の齋会を告げる使者行者へのチップ一〇〇文も、彼の指示によるものであった（一〇七三年一月二十一日）。

日本社会は、十世紀半ばの銅銭鑄造停止以降、銅銭使用の不振期に突入、十一世紀初頭から、中国銭（就中北宋銭）の大量流入を見る十二世紀半ばまでの約一五〇年間は、銅銭流通の途絶期とされる。『日記』は、正にこの途絶期の真つ只中に位置するわけであるが、筆者の見る所、成尋の銅銭使用には、この金属物質に対する違和感・不審感は一切認められない。彼はただ、外国人旅客として、金額上の多寡をめぐって戸惑い悩み又憤っているのみであって、折々に相場に精通する本国人のアドバイスを受けているに過ぎないのである。否、それどころか、貨幣・財貨に対する成尋の認識は、相当に綿密でシビアなものであった。閏七月十六日、上京への出立を間近に控えた台州で、弟子僧惟観が誤って籠子の鍵を掛けてしまい、鍛冶一人に一〇文を払って開けさせる破目となったが、「頗る無益なるのみ」と記している。筆者は、門外漢故、大雲寺内部や京都の関係機関で、どのような経済活動が営まれていたのか分からないが、『日記』を通して見た成尋は、むしろ一定の経験を積み、経済に明るい人物と見受けられよう。

沙金・銀・水銀・真珠から、絹・上紙・細布を経て、細々とした銅銭のチップに至るまで、成尋の支払い構造は、万事が慌だしい旅の空にも拘わらず、要所要所に綿密に配置されているといわなければならぬ。富裕な外国人旅客による大盤振舞いという全般的印象はむしろ誤りで、全体としてまるで無駄がないのである。すなわち、旅の目的地、天台山（沙金四両・銀四両）、五台山（沙金三兩・銀二兩）を皮切りに、旅の案内人陳詠（沙金五兩・銀三兩・絹二三疋半・銅銭四貫九〇文）、最も懇意の宋僧、梵才三藏（沙金三兩・銅銭一貫文）に至って、『日記』日本将来貴金属はほぼ綺麗に使い果たされている（残りは、渡航費用と両替分、沙金計二・三兩（総量の13%）に過ぎない）。因みに、金一兩一〇貫文、銀一兩一六〇〇文、絹一疋一二〇〇文で換算すると、天台山（四六貫四〇〇文）、五台山（四九

貫二〇〇文）、陳詠（八七貫九〇文）、梵才三藏（三二貫文）、となる（陳詠への突出した数字には勿論、先発・合流・随行等、旅全体を支える必要経費が含まれている）。周到な成尋のことだから、先達円仁の記す、揚州での沙金兩替（一兩約五五三〇文（八三八年十月十四日）⁷⁶）は自明の理、それから二三四年を経た相場情報も、容易く入手出来たに違いない（右、旅の大動脈ともいべき出費は、計二二三貫六九〇文（沙金計一五兩：一五〇貫文、銀計一九兩：三〇貫四〇〇文、陳詠への絹二三疋半：二八貫二〇〇文、陳詠・梵才三藏への銅銭計五貫九〇文）、前出、銅銭総支出二〇〇貫一五一文を案々と上回る規模であった）。

日宋貿易と金の問題は、夙に藤田豊八・加藤繁・小葉田淳各氏によって議論されながら、そのまま長く放置されて来た感が強い。近年、山内晋次氏は、貿易品として日本産金を最重要視して来た通説的理解に疑念を表明され、中国への流入は南宋期（十二・十三世紀）以降で、その流入量も過大視の誇りを免れず、又、日本側貿易代価が常時金に一本化されていたわけでもなく、更に、宋船が貿易代価として得た少量の金では底荷⁷⁷の用をなさない、とした上で、陳詠も従事していた（「杭州公移」）、日本産硫黄貿易重視の観点を打ち出されたのである。氏が考証されたように、火薬原料として決定的に重要な軍需物資、硫黄は、元豊七（二〇八四）年、海商を日本に派遣し、五〇万斤もの大量買付けが実施された模様である。但し、軍事・技術情報に有り勝ちなことではあるが、中国側史料には、例えば顕徳五（九五八）年、後周の世宗が絹数千疋を以て高麗銅を買付け⁷⁸たような、よりダイレクトな証しは残されていない。貿易の在り方として、特定の物資に収斂するイメージも疑問が残る。⁷⁹

山内氏のいう安定航行のための底荷説⁸⁰、あるいは錫・鉛を含有することで融点を下げ、鑄造材料として卓れた特性を帯びた銅銭の、原材料輸入説⁸¹も顧慮されるべきであるが、流入説自体にもなお検討の余地がある

う。

流入説の核心は、金価格の甚大な懸隔である。すなわち、加藤繁氏が森克己氏に指示された、『春日神社文書』春日御供注文（貞永元（一二三三）年：鎌倉遺文四三三四）の金一両は六三〇文、これに対して同時期南宋は四〇貫文、約六三倍の水準に在った（先の北宋一〇貫文でも約二六倍）。

直ちに反論を展開された小葉田淳氏は、十一―十三世紀日本の金価水準を一両（大両）六―十貫文前後と推定（北宋水準と大差無し（共に絹疋立ての、「法勝寺新堂用途勘文案」〔二〇八五年：平安遺文一二二八〕・「永仁御即位用途記」〔一二九八年：群書類従④卷九二〕の金銀比価、一・五及び一・三を、銀一兩二貫文〔十二―十三世紀〕に掛けて算出）、応永元（一三九四）年、足利義満の日吉社社参に際した引き物折紙（金三〇〇兩・量別八〇〇匁）の例を参考に、六三〇文は代銭の便宜上仮に与えられた数字ではないかと説明されている。しかしながら、その後も、金輸出・銅銭輸入の文脈で、六三〇文の引用は続く。

小葉田氏引用史料のうち、十二世紀前半成立の『今昔物語集』卷十六「貧女仕清水観音給金語」第三一の、金一兩〓米三石〓家（産屋）は、見積もりではなく実際の売買を反映した、最も貴重な材料で、当時の公的換算レート、米一石〓錢一貫文を当て嵌めれば、金一兩三貫文となる。氏は小両の可能性を示唆されているが（九貫文）、もし大両であれば、比較的『日記』に近接した時期の金価格に、少なくとも三倍以上の懸隔が実在したことになろう。

降って、元寇後の永仁六（一二九八）年、五島列島樫島の北条氏関係者出資、難破船積荷リストには、細絹・白布・漆器・銀剣・水銀・真珠等と並び、砂金二四〇兩〔四もんめ〕・まとめかね六〇切（順性〔葛西殿御分〕）、円金・砂金一二四切五兩〔皆三〇文目也〕（道覚房〔鎌倉淨智寺方丈〕）、円金三五切・砂金九三切（恵存〔大方殿御物〕）が計上されている。

筆者には、拡大した懸隔に乘じ、組織的経済活動が展開されているように見える。

日本側貿易代価、あるいは高値に乘じた買付け資金、特殊財貨たる金は、中国では嘗て歴とした貨幣であった。すなわち、『管子』軽重篇（国蓄）の三幣（上幣〔珠玉〕・中幣〔黄金〕・下幣〔刀布〕）、『史記』平準書の二幣（上幣〔黄金〕・下幣〔銅銭〕）に見える黄金は、どちらかといえば特殊財貨として貨幣史の保留事項であったが、近年、かかる見方は一新され、黄金・銅銭（及び布帛）は、それぞれ独自の守備範囲を伴いつつ併存していたと考えられている。かかる複合性は、戦国秦（銅銭・布流通圏）による、楚の心臟部（黄金流通圏）併合（前二七八年）から、統一秦を経て、漢初『二年律令』（前一八六年）へと継承されて来た。『二年律令』は「行銭・行金」（流通公認の銅銭・黄金）を並列させて、かかる歴史性を明示したのである。

漢代黄金の価格は、実勢一斤五〇四〇〓九八〇〇文（二兩三二五〔半兩錢ターム？〕〓六二二・五文）、固定官価で一斤一万錢（二兩六二五文：五銖錢ターム）であった。その後の、いわばゲルマン民族の移動・侵入期を経て、絹（帛）次いで銅銭が浮上、貴金属の動きは潜行気味であったものの（一面では、仏教とイラン系文化が、その社会的需要を掘り起こしていた）、唐末五代時期（九―十世紀）には、金一兩五五〇〇〓八〇〇〇文（開元錢ターム）に達していたと考えられる。

先述のように、円仁の『日記』を熟読していた成尋が、九世紀中国の金価を見逃すわけは無く、又、降って、北条氏関係者の面々が、十三世紀末の水準に無知なはずも無からう。もし、十二世紀前後、日本の金価水準が一兩二（六六六文×三）〓三貫文だとすれば、当初から実在した日中懸隔（三〓五倍）は、依然として流入説の有力な根拠だと考える（金銀比価を基にした小葉田説〔六〓十貫文〕は高きに失した感がある。氏は、「永仁

御即位用途記」の砂金一兩三〇〇疋(三貫文)も、四匁五分(六六六六文)の先駆と推測される。むしろ森克己氏の、十一世紀前後、金一兩〓米一石(「権記」長保二(一〇〇〇)年七月十三日)、十二世紀以後、金一兩〓米三石〓錢三貫文が据え置かれ懸隔拡大、の見通しが穏当であろう。成尋の沙金は実勢二貫文、渡海で五倍に行使、の公算が高い)。

近年、宋代史の側から、出土銭貨の研究を展開されている梅原郁氏は、十四世紀以降の大量渡来銭は、旧臨安(杭州)の豪商(金融業者)集団が、日本向けに選別・分類・編成した上で、寧波(明州)から積み出したものとされる。又、三上隆三氏は、十四世紀前半の京都の出土銭貨に寄せて、土倉の貸付け準備金の可能性を示唆(つまり遺棄された死に金ではない)、彼らの月利7%・年利84%の金融活動を想定されている。

大局的にいって、日本産金の終着点は、江南の金融業者以外には有り得ないし(銅銭の北からの流入も考え悪い)、彼らによって集積され吐き出された銅銭の積荷は、底荷の役割も果たしたであろうし、単価の小ささと加工の利便性から鋳造されて銅材の用にも供されたであろうが、そもそも誰が何のために輸入したのか、日本側の、より主体的で、より積極的な動機として、利殖説も想定されて然るべきであろう。良く新安(二三三三年)の28トンもの銅銭(約八百万枚(八千貫文))といわれるが、成尋も体験した浙江潮縁りの「宋六和塔施主題名碑」(『兩浙金石志』卷十三、南宋中期以降)だけで、喜捨額は五千余貫文に昇る。南宋の袁采は、貧富の助け合いとしての金融活動は、質庫(質屋)月利2〜4%、貸銭(金貸し)月利3〜5%位が適正だという(実際には、月利10%や倍返し(年利100%)の例も跡を絶たないとする)。このような着実で時間差と弾力性に富む銅銭使用の在り方は、禅僧たちにとって、百も承知の事柄ではなかったか。あるいは篤志家が、日本経済の需要を満たすために個人で輸入(西園寺公経の十万貫文(「故一品記」仁治三(一二四二)年)、無償で市場に投

入したとでもいうのであろうか(暴利拳銭(一二二六年)・無尺錢(一二五五年))。

最後に、『日記』の銀・水銀に触れておきたい。共に、成尋とは無関係な事例であるが、一〇七三年四月八日(十日：神宗降誕日)、宣梵大師・宣秘大師・梵才三藏の三人は参内の折、各自銀二〇両で焼香筥を造り、乳香一〇両を入れて皇帝に献上、とあり、又、四月十七日には、宋州到着後、船を離れた陳詠に閑し、「通事錢十八貫、可出人尋求間也、通事得五貫水銀等云云」とある。

銀器(?)は、各自手持ちの地金を拠出して特注品を造らせたのか、銀二〇両分(約三三貫文)の費用を負担したのか、判然としないが、何れにしてもその焼香筥を造った職人の手間賃は問題外であろう。

水銀の方は、筆者、伝を頼って十八貫文で(重量)五貫(五〇〇両)の水銀を入手したと見るが(一兩三六文、此処も藤善氏の解釈は全く異なっている。因みに、日本の金価水準推定額、一兩二〓三貫文に、前出「法勝寺新堂用途勘文案」(二〇八五年)における、金・銀・水銀比価(一兩約二五疋(二五〇〇文?)…五疋(五〇〇文?)…〇二疋(二〇〇文?)、一…五…一二五を当て嵌めると、一兩一六〓二四文であった)。

注

- ① 『関西大学東西学術研究所 訳注シリーズ十二(二) 参天台五台山記 下』(関西大学出版部、二〇一一年)。
 - ② 拙稿「成尋の『日記』を読む——『参天台五台山記』の金銭出納——」(『立命館文学』五七七、二〇〇二年)。
- 同II「続・成尋の『日記』を読む——『参天台五台山記』の人物群像——」(同五八四、二〇〇四年)。
- 同III「続々・成尋の『日記』を読む——『参天台五台山記』に見える宋代の日常性——」(同六〇八、二〇〇八年)。

- ③ 以下、拙稿Ⅰ、表C（成尋の金銭出納）を参照。
- ④ 藤善氏訳注書、上（関西大学出版部、二〇〇七年）、五一頁。
- ⑤ 同右、八五頁。なお、夏応元氏は、前日（五月十日）、張九郎家における俗人志「有一人与香直銭廿文、一人十文志（悉）之」を、成尋二〇文・七人各一〇文と解釈される（『參天台五臺山記』から見た成尋在宋中の収入と待遇について：成尋一行入宋後収入明細表」、『8—17世紀の東アジア海域における人・物・情報の交流—海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に—』（上）、科研費報告書、二〇〇四年所収、三七七頁）。
- ⑥ 藤善氏訳注書、上、二二六頁。前注夏応元氏論文、三七七頁。なお、夏氏は、七月五日から開始された六時大懺法（成尋・頼縁・快宗同修）結願の日（二十六日）、浴院の処交房における齋銭を、成尋五〇文・七人各三〇文（計二六〇文）と見做されるが採らない。
- ⑦ 藤善氏訳注書、上、四四五頁。
- ⑧ 同右、五一〇頁。
- ⑨ 前掲夏氏論文では、九回分六八二三文は、一回平均約七五八文、不明八回分（一四日分）を二〇六一二文と見積もれば、全体で一七四三五文と推計される（三八〇頁）。
- ⑩ 藤善氏訳注書、下、七・九・一九・二三・三一・三六・三九・四二・四四・四五・五七・六一・一〇〇・一〇九・一一〇・一一一頁。なお、十一月十六日、西陽駅の「銭一貫半請求」を、「銭一貫文の請が来る」（四四頁）に改められるが従えない。
- ⑪ 同右、四一頁。
- ⑫ 供奉官逗留により已むを得ず利用した店家の実例で（十二月二十五日）、一行10人各八文・兵士20人各五文、計一八〇文（原文二八〇文のまま処理）。天台山付近（私費）でも、五〇文程度であった（五月十一日・六月三日・八月四日）。
- ⑬ 曹家齊（山口智哉訳）「地方志と域外漢籍：宋代駅伝制度の深窓を開く鍵—正史・政書・類書等の文献における宋代典章制度に関する記載の限界性を兼ねて論ず—」（『大阪市立大学東洋史論叢別冊特集号』文献資料学の新たな可能性②）科研費特定領域研究成果報告、二〇〇七年所収、二七頁。拙稿Ⅲ、一三九頁上段（注⑦の⑩）、「馬伝」誤植。
- ⑭ 拙稿Ⅰ、一四〇頁を参照。
- ⑮ 藤善氏訳注書、上、二五五・五六頁（注3）。
- ⑯ 同右、二七四・七八―七九頁（注23）。原文「官銭二百文省」は、当牒前文に、「牒州請立使（便）於軍資庫先支官銭二百貫文」とあるから（「便」、前掲王麗萍氏校点本、一七七・八一―八二頁〔校勘一四〕参照）、明らかに「貫」が脱落（王氏校点本も原文のまま）。一方、「一索四十文省」を、「一索に四十文省を」と読めば、千文当たり三〇・八文（約3%）を差引くことになって、後文に繰返される「二百九十八索九百六十文省」と合致しない。二百貫文当たり一〇四貫（5.2%）の減退とは、軍資庫の現場経費（頭子銭）だと思われる。
- ⑰ なお、王氏校点本は、先述、陳詠への出金を原文のまま「九文」（二九八頁）、店家宿泊費（注⑫）を原文を改め「一百八十文」（四四五頁）と処理されている。
- ⑱ 藤善氏訳注書、上、五一・一三頁（注14）。
- ⑲ 拙稿Ⅱ、四六頁（注②）。
- ⑳ 前野直彬氏は、「二万貫の銭」と訳されるが（『唐代伝奇集』1、平凡社〈東洋文庫〉、一九六三年、一五八頁）、今村与志雄氏は「銭を二万」（『唐宋伝奇集』上、岩波書店〈岩波文庫〉、一九八八年、一四〇頁）、ダッドブリッジ氏も「20,000 cash ばかり」（Glen Dudbridge, *The Tale of Li Wa—Study and critical edition of a Chinese story from the ninth century, Oxford Oriental Monographs No. 4, 1983, p. 143*）。
- ㉑ 藤善氏訳注書、上、二七九頁。
- ㉒ 同右、下、一六七頁（注1・2）。
- ㉓ 同右、一七三・七五頁（注2）。
- ㉔ 同右、二二五―二六頁（注5）。
- ㉕ 同右、三三八―四三頁（聖秀・長命各澡浴四貫四〇〇文〈三四〇頁〉）。なお、「小行事司家三人来乞銭、各六百、小師各四百与了、合三貫也。門戸雑文六百、加小師各二両」（藤善氏「門戸雑子」へもんえいのこもの）、王麗萍氏「門戸雑一人」・「二百」〈前掲校点本、六〇六・〇八頁〔校勘一三・二四〕〉、三人に成尋は各六〇〇文、聖秀・長命は各四〇〇文（合計三貫文）、門戸へは成尋が六〇〇文、聖秀・長命が二百文ずつと理解する。

- 拙稿Ⅰ、表C、一三三―三四頁を参照。
- ②5 同右、三七〇頁。
- ②6 同右、四四二―四三頁(注2)。
- ②7 同右、四四六・四八―四九頁(注17)。
- ②8 同右、四五一・五二頁(注2)。
- ②9 同右、三四六・四七頁(注3)。
- ③0 同右、四五〇頁。
- ③1 同右、四七七・七八頁(注5)。
- ③2 拙稿Ⅰ、表D(銅銭出納の内訳)、拙稿Ⅱ、表A(銅銭出納の件数)を参照。
- ③3 藤善氏訳注書、下、一二四・二六頁(注15)。なお、銅銭の運搬に関し、一〇七二年八月十五日(卷三、越州)、陳詠合流の日(六月八日、国清寺より杭州に向け先発)、陳照寧(都衙)・陳詠が「遅れて小船で銭を運んできた」(上、二九九頁(注1))は誤解。「官錢二百貫文省」(約五六〇キ口)は、台州軍資庫から小船で天台県へ、県の人力十人によって一行の待つ街道筋へ(八月三・六日)、更に人力二十人によって一行の乗る五隻の船に積込まれている(九日：拙稿Ⅰ、一四〇頁上段)。以後、船を乗り換える度、この仕儀は繰返されたのであろう。
- ③4 同右、四四六頁。
- ③5 拙稿Ⅱ、表B(両『日記』の人的構成)を参照。再集計、二〇六七名、日本人僧一四名を除く二〇五三名の内訳は、僧四六〇(22%)・官一四二六(68.9%)・俗一七七(8.62%)である。
- ③6 拙稿Ⅲ、一三九頁下段(注8)。
- ③7 藤善氏訳注書、上、一二七頁(注2)、二〇五頁(注2)。
- ③8 藤善氏は、推官秘書は臬丞、監酒は臬主簿(尉)とされる(同右、一三七頁(注5))。なお、八月五日、台州・天台県間で会う「監酒官」は、州の「監酒殿直」(五月二十九日)、「監路橋酒税」高侍禁(「台州牒」八月一日)と思われる(同右、二八六頁(注3))。
- ③9 同右、二四〇―四二頁。
- ④0 同右、二四七・六七―六八頁。なお、藤善氏は、六月二十七日「推官」を、「孔文仲」とされる(二〇五頁(注2))。
- ④1 王氏校点本、書名索引では、六月十五日「観心注」(二二頁)・二十四日「注法花」(一二七頁)・閏七月六日「注法華」(一五〇頁)・二十二日「注法花」(二六七頁)が検出出来ない。
- ④2 藤善氏は、南岳慧思以下の伝記を中心に書かれたもの、と推測され(同『參天台五臺山記の研究』関西大学出版部、二〇〇六年、四〇七頁)、円仁『入唐求法巡礼行記』卷二(八四〇年五月十六日)でも、五台山大花嚴寺の志遠和上たちに披露され、非常に印象的な、所謂転生説には、慎重であられる。藤善眞澄・王勇『天台の流伝——智顛から最澄へ——』(山川出版社、一九九七年)第Ⅱ編第一章(慧思の転生伝説)、東野治之「日唐交流と聖徳太子信仰——慧思後身説をめぐって——」(藤善眞澄編『東と西の文化交流』関西大学出版部、二〇〇四年所収)、同『遣唐使』(岩波書店〈岩波新書〉、二〇〇七年)四一・二六一頁等を参照。
- ④3 藤善氏訳注書、上、一八〇―一八一頁(注7)。
- ④4 同右、二〇二頁(注1)。
- ④5 同右、一八七頁(注5)。
- ④6 同右、下、三四六頁。
- ④7 同右、三六二頁。
- ④8 同右、三九四頁。
- ④9 同右、四四二頁(注1)。
- ⑤0 拙稿Ⅰ、一四二頁上段、拙稿Ⅲ、一四〇頁(注15)を参照。
- ⑤1 藤善氏訳注書、上、三一六頁。
- ⑤2 同右、二七四―七五(注3)・七八(注21)・四四八頁。王氏校点本、三〇一・三頁(校勘二)。
- ⑤3 同右、下、一六三―一六四(注4)。一七〇―一七一(注3)、二二〇・二二(注8)、二二六・二〇(注9)、二二五―二六(注7)、三六一(注6)、三九四・九七(注11)、四〇七・一〇(注8)頁。
- ⑤4 王氏校点本、四七三―七四(校勘二)、四七七―七九(校勘二)、五二二―一三(校勘七)、五二五・一九(校勘三)、五二六―二七(校勘六)、六一九―二〇(校勘二)、六四五―四六(校勘四)、六五四・五七(校勘六)頁。
- ⑤5 拙稿Ⅱ、表C(成尋『日記』の登場人物)、一〇七二年十月十七日(五五頁)、客省司官人(四九頁)。なお、表C、一〇七二年三月十五日(五七・五一

頁)、「曾聚(三郎)」を「十郎」、五月二十五日(五七頁)、「扱賢」を「積賢」に誤る。又、七月二十六日(五六頁)、「処交」脱、人名索引「馮京」(四九頁)、一〇七三/二・二十八は、三・二十八の誤り。

⑤⑥ 藤善氏訳注書、下、一九四・九六頁(注13)、二〇九頁(注4)、二二二・二三三(注1)、三二六―二七・二八(注3)。王氏校点本は、原文は改作せず、同一人物として処理される(五九八頁〔校勘二〕)。

⑤⑦ 同右、四八八―八九頁(注3)、上、一六八頁(注29)。なお、沈立・劉淮夫・蘇軾らが署名する、「杭州公移」の日付は、「六月初三日」ではなく、「五月初三日」に改めるべきであろう(一五八頁、一〇七二年六月五日(卷二))。

⑤⑧ 同右、五〇九頁(注1)。

⑤⑨ 同右、上、五〇〇・〇二頁(注6)、王氏校点本、三四七―四八頁〔校勘三〕。

⑥⑩ 拙稿Ⅱ、表C(五四頁)。「太常博士・集賢校理劉瑾」(『統資治通鑑長編』卷二一〇、熙寧三(一〇七〇)年四月)の、その後の官歴を辿ると、淮南路転運副使(同卷二一四、同年八月)、河北東路転運使(同卷二四七、同六(一〇七三)年十月)、知瀛州(同卷二五三、同七(一〇七四)年五月)；瑾先嘗撰州事、于是加職為真」、知明州(同卷二六三、同八(一〇七五)年閏四月)となり、『宋史』卷三三三(同伝)にいう、「召修起居注、加史館修撰、河北転運使」の時期は必ずしも判明しないが、李之亮氏は、江西省博物館蔵拓片『劉公墓誌銘』、「權發遣開封府判官。權淮南転運副使。召還、同提挙在京諸司庫務、除同修起居注、兼判流内銓、除史館修撰、河北都転運使」を引き、「同修起居注」在任を、熙寧五一(一〇七二)―一〇七三(一〇七三)年に充当されている(『宋代京朝官通考』(巴蜀書社、二〇〇三年)、第二冊、一八四頁、『宋代路分長官通考』(同)、上、七二二頁)。当該時期、劉瑾の在京は長く(一〇七四年五月転出)、熙寧五年十二月、馮京が、秦鳳等路都転運使に劉瑾を起用しようとした際にも、王安石がこれに反対して、「百司方頼瑾提挙、未宜差出」と発言している(『長編』卷二四二)。成尋との邂逅の可能性は、大いにあったといえよう。なお、「太常博士」は、雅名・通称として用いられたものと受取れる。『長編』に扱れば、熙寧の太常博士には、他に、李常・侯叔献・呂陶・趙鹵・李南公・

陳箴・孫洙・范百禄・張岫・李実・韓忠彦・陳充・李山甫・李承之・向宗儒・謝麟・盧秉・劉定・張戢・唐淑問・陳睦・趙彦若・王伯虎・黄中庸・朱明之・朱初平・鞠真卿・楊景略・劉奉世等がいる。

⑥⑪ 藤善氏訳注書、下、二〇六―〇七頁。

⑥⑫ 同右、上、三〇〇頁。

⑥⑬ 拙稿Ⅰ、一四九頁上段。

⑥⑭ 注⑬を参照。

⑥⑮ 拙稿Ⅱ、表C(五五頁)。

⑥⑯ 以下、拙稿Ⅰ、一四〇―四二頁及び、表Cを参照。

⑥⑰ 藤善氏訳注書は、六月十七日「巳時、食堂齋、前日沙金三兩出送齋也」を、五月十六日の「沙金三小兩」と連結されているが(上、一九四頁〔注2〕)、大・小の違いの上、日数が離れ過ぎており、別個の沙金と捉えた

⑥⑱ 「各与二粒。双頂一粒、道新二粒」とあり、拙稿Ⅰ、表C(一三八頁)は、「3粒」を採ったが、藤善氏訳注書(上、一七六頁)に従い改める。

⑥⑲ 拙稿Ⅲ、一三二頁を参照。

⑦⑰ 拙稿Ⅰ(一四三頁上段)、表C(一三七頁)の「絹二疋? (一〇七二年十月二十二日〔卷四〕)」を、藤善氏訳注書(上、四六六・七二頁〔注27〕)に拠って「八疋」に改める(計一三↓一九疋)。

⑦⑱ 拙稿Ⅰ(一四三頁)、表C(一三七頁)の「絹一疋(羅漢供：一〇七二年十月三十日〔卷四〕)」を、藤善氏訳注書(上、五一〇頁〔注⑧前出〕)に拠って「六疋」に改める(計四↓九疋)。

⑦⑲ 前掲夏応元氏論文では、成尋一行の銅錢総収入：三八九(三は誤り?)貫一七七文、絹総収入：二六五疋(二疋二二〇文として三一八貫文)、錢・絹合算で、収入総額七〇七貫一七七文(七〇六貫六一一文は誤り?)と推計されている(錢の収入統計・絹の収入統計・錢絹の収入総合統計〔三八二―八四頁〕及び、三八五・九〇頁〔注13〕)。

⑦⑲ 錢・絹は使用範囲が異なるため、単純な合算は慎まなければならないが、筆者再集計でも、絹総収入：二六五疋(拙稿Ⅰ、一四三頁上段では、定照大師からの一疋を加えていたが〔二六六疋〕、この件に授受は無く訂正する〔二月二十四日：前出〕)、総支出：六五・五疋(注⑦⑰・⑦⑱により、

計一正追加)、黒字額：一九九・五正(一正二二〇〇文として二三九貫四〇〇文)となり、銅銭黒字額約一三七貫文(前出)を軽く凌駕する規模である。なお、筆者は、二月二十三日の「唐絹二十疋」を帰国する五名の弟子僧(二月八日、開封を立)の渡海船舶(解?)購入のため、成尋が陳詠に与えたものと解釈していたが(右集計外)、藤善氏訳注書では、梵才三歳が小師五名のため、二十五疋を志与されたとされる(下、二五九・六〇頁(注3))。これに続く、「銭と交易すると二十五貫であり、上品の麝香十三疋、また日本の定米五百石を買える云々」の件りと共に、自らの解釈を留保しておきたい。

⑦③ 拙稿Ⅰ、一五〇―一五一頁を参照。なお、十二月二十七日初出、「大天国」(拙稿Ⅱ、四九・五三頁(表C)、Ⅲ、一三三頁上段)は、藤善氏訳注書(下、二二八頁(注7))に拠り「丈夫国」に改める。

⑦④ 桜井英治「中世の貨幣・信用」(新体系日本史12『流通経済史』Ⅰ・第2章：山川出版社、二〇〇二年)、四二頁。なお、飯沼賢司氏は、十世紀半ばの鑄銭停止を、律令体制の崩壊という政治的側面からではなく、国内産の銅の枯渇(技術的暗礁)という物質的側面から説明され、又、十二世紀半ばの宋銭流入に関し、同時期を境に、銅製経筒の鉛同位体比が日本産から中国華南産に切り替わるといふ分析科学の知見から、原材料としての銭という、単純な経済的物差しでは測り得ない、斬新な視点を提示されている(「銭は銅材料となるのか―古代・中世の銅生産・流通・信仰―」：小田富士雄・平尾良光・飯沼賢司共編『別府大学文化財研究所企画シリーズ①ヒトとモノと環境が語る』経筒が語る中世の世界』思文閣出版、二〇〇八年所収)。

⑦⑤ 拙稿Ⅰ、一五七頁下段(注21)を参照。
⑦⑥ 拙稿「円仁の『日記』を読む―沙金の消息―」(『立命館文学』五六四、二〇〇〇年)を参照。本件を含む唐から南宋に至る金・銀価格の推移は、拙稿「文献からみた中国の貨幣流通―7―14世紀(唐・宋・元代)を中心に―」(『出土銭貨』二五、二〇〇六年)、4(流出と吸引)で概述している。

なお、ここで中国の貴金属管理が非効率的で散漫なものであったことを論じ、「金銀偽造者に対する処罰も、宋初に至りやっと出現する(九七一

年)」と述べたが(八四頁)、これは唐から宋へ至る過程においては正しくても、中国史全体から言えば誤りであった。すなわち、前漢初めの『二年律令』(呂后二(前一八六)年)銭律に、「為偽金者、黥為城旦舂」(偽金を作れば、黥城旦舂とする)と明言され、「行金」(流通公認の黄金)を選び受取りを拒否する者は罰金四両、ともある(富谷至編『京都大学人文科学研究所研究報告』江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇)朋友書店、二〇〇六年：一二八―一三三頁参照)。当律令の購金(賞金：購金もあり)・罰金・贖金等、算定には黄金が頻出し、黄金はほぼ「貨幣」と見做されよう。漢初には、民鑄の許可・禁止が繰返され、半両銭の軽小・劣悪化が進行、景帝の中元六(前一四四)年にも、「鑄錢・偽黄金棄市律」が制定された(『漢書』卷五)。

⑦⑦ 「宋代輸入の日本貨につきて」(初出一九一八年、同『東西交渉史の研究 南海篇』岡書院、一九三二年所収)。

⑦⑧ 「日宋の金銀価格及び其の貿易について」(初出一九三三年、同『支那經濟史考証』下巻、東洋文庫、一九五三年所収)、「唐宋時代に於ける金銀の研究―但し其の貨幣的機能を中心として―」分冊第二(東洋文庫、一九二六年)、第七章(唐宋時代に於ける金銀の価格)第八章(唐宋時代に於ける金銀の産出及び輸出入)。

⑦⑨ 「中世の金銀の価格及び其の日支貿易―加藤博士の所論を讀みて―」(初出一九三三年、同『金銀貿易史の研究』法政大学出版局、一九七六年所収)、『日本鈔山史の研究』(岩波書店、一九六八年)、『日本貨幣流通史』(刀江書院、一九六九年)、「十六、十七世紀における極東の銀の流通」(『小葉田淳教授退官記念』国史論集』同事業会、一九七〇年所収)。

⑧① 「平安期日本の対外交流と中国海商」(初出二〇〇一年、同『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年：第二部・第四章)、『日宋貿易と「硫黄の道」』(山川出版社(日本史リブレット)、二〇〇九年)。

⑧② 『五代会要』卷三〇(高麗)、『新五代史』卷七四(四夷附録三・高麗)。宮崎市定『五代宋初の通貨問題』(初出一九四三年、『同全集』9、岩波書店、一九九二年所収：四三頁)、荒木敏一「宋代の銅禁―特に王安石の銅禁撤廢の事情に就いて―」(『東洋史研究』四一、一九三八年)、五・二二頁を参照。

- ⑧② 最新の研究に、渡邊誠『平安時代貿易管理制度史の研究』（思文閣出版、二〇一二年）、第6章（平安期の貿易決済をめぐる陸奥と大宰府）がある。
- ⑧③ 平尾良光「材料が語る中世——鉛同位体比測定から見た経筒」（注⑦④）所掲『経筒が語る中世の世界』所収）を参照。なお、原材料輸入説は、新安船（一三三三年）に關しても、当初から語られていた（『国際シンポジウム』新安海底引揚げ文物報告書）中日新聞社、一九八四年、二五—二六頁（崔淳雨氏発言）。
- ⑧④ 『新訂』日宋貿易の研究（原著一九四八年）・『続日宋貿易の研究』・『続々日宋貿易の研究』（国書刊行会、一九七五年）。
- ⑧⑤ 松延康隆「錢と貨幣の觀念——鎌倉期における貨幣機能の変化について——」（『列島の文化史』6、一九八九年、一七九頁）。
- ⑧⑥ 前掲『金銀貿易史の研究』（一四九頁）、『日本貨幣流通史』（二九六・三〇九—一〇頁）、森克己『続々日宋貿易の研究』（二三二頁、第十四章「日宋貿易と奥州の砂金：初出一九六五年」）、神木哲男「中世における貨幣使用——日本中世貨幣史の構成に際して——」（『国民経済雑誌』一五二—一五、一九八五年、一二五頁）、竹村信次「生活・民俗史のなかの今昔物語集」（小峯和明編『今昔物語集を読む』I・三：吉川弘文館、二〇〇八年、一〇四頁）。
- ⑧⑦ 前掲『金銀貿易史の研究』（一四四頁）、森克己『続々日宋貿易の研究』（二二二頁）、三上隆三「経済学からみた出土錢貨」（『平安京左京八条三坊七町——京都市下京区東塩小路町——』京都文化財団、一九八八年所収：V章・第2節・3、一五七頁）参照。
- 因みに、熙寧七（一〇七四）年、沈括の計測によれば（『夢溪筆談』卷三、弁証二）、当時の一石（斛）は約七四〇ミリリットル（藤善氏訳注書、上、九頁〈注6〉）、郭正忠『三至十四世紀中国的権衡度量』中国社会科学出版社、一九九三年、三五—一頁）、これに対して日本（宣旨栞（一〇七二年）を一一八ミリリットル（藤善氏訳注書、同右、齊藤圓眞氏訳注書、I（一九九七年）、一七一—一八頁〈注六〉）、寶月圭吾『中世量制史の研究』吉川弘文館、一九六二年、一〇六頁〔縦横一尺六分・深さ三寸六分〕と見れば約一・五倍、米一石＝錢一貫文は実質六六六文（懸隔は五倍）となる。一方、『日記』一〇七二年五月七日、越州での米価一斗八〇文（一石
- 八〇〇文、程民生『宋代物価研究』人民出版社、二〇〇八年、一四〇頁）を見る限り、日中の銅錢購買力に大幅な差異は無いと觀察されよう。なお、『日記』一〇七三年二月二十三日には（注⑦②参照）、唐絹二〇疋＝錢二五貫＝麝香上品一三疋＝日本定米五〇〇石、の件りがあるが（筆者は成尋から手渡された絹を陳詠が換金、麝香を購入した上での茶飲み話と見る）、ここでの錢一貫＝米二〇石は、麝香の価値を吹聴したい陳詠の、海商らしい誇張であろう。
- ⑧⑧ 史料纂集（瀬野精一郎校訂）『青方文書』第一（続群書類従完成会、一九七五年）、七〇—七三（六二—六六頁）。前掲『続々日宋貿易の研究』（二二八頁）、飯沼賢司氏論文（『経筒が語る中世の世界』二二頁）、シャルロツテ・フォン・ヴェアシア（原著一九八八・二〇〇六年、河内春人訳）『モノが語る日本対外交易史七—一六世紀』（藤原書店、二〇一一年、一九二—一九四頁）を参照。金の総量は、仮に、一両・四両（四もんめ〔順性〕）、円金砂金一切三兩（三〇文目〔道覚房〕）で換算すると、九六・一八〇（順性）、三七二・二（道覚房）、三八四（恵存）両、計一〇三四兩となり、一兩四〇貫文として、四万一三六〇貫文である。
- ⑧⑨ 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』（汲古書院、二〇一一年）、第三章（戦国秦漢時代における物価制度と貨幣経済の基本的構造：初出二〇〇六年）第六章（戦国秦漢時代における錢と黄金の機能的差異：初出二〇〇七年）第七章（戦国秦漢時代における布帛の流通と生産：初出二〇〇八年）を参照。
- ⑨〇 稲葉一郎教授「南郡の建設と戦国秦の貨幣制度」（『史林』九〇—二、二〇〇七年）を参照。
- ⑨① 注⑦⑥を参照。
- ⑨② 前掲柿沼書、第三章（一五六—一五七頁）、丁邦友『漢代物価新探』（中国社会科学出版社、二〇〇九年、七一—七四頁）を参照。
- ⑨③ 共に九世紀中葉、揚州での、五五三〇文（『入唐求法巡礼行記』卷一）・八〇〇〇文（趙璘『因話録』卷三、商部下）の他、十世紀初め、洪州での六二五〇文（なりわいの販魚を止めた男が、放魚の功德によって黄金数斤〔紫磨金〕、その報酬数十万を得た話：『太平広記』卷一一八・報応一七「熊慎」（後唐・王穀「報心録」）がある。なお、九世紀末頃の広州情報等

を記す『シナ・インド物語第2巻』には、銅銭一〇〇〇枚⇨金一ミスカ
ルと見え、試みに一ミスカルを銅銭重量の一・二五倍とすれば、金一兩
八〇〇〇文である（藤本勝次訳注『関西大学東西学術研究所訳注シリ
ーズ1』シナ・インド物語）関西大学出版広報部、一九七六年：三六・一一〇
頁（注一〇三、四・六八グラム）。ところが、家島彦一訳注『中国とインド
の諸情報2——第二の書』（平凡社〈東洋文庫〉、二〇〇七年）は
（二七・一一五〈注55〉・二五三〈索引〉頁）、一般にイスラム世界では、一
ミスカル⇨四四六四グラムとされるので、金一兩八文余りとなる。一方、
九世紀半ばの『同1—第一の書』に見える（五五・六二・一七四〈注24〉・
一八四〈注26〉頁）、（一）ファクタージュ（索繩〈貫〉あるいは銀一兩か）
⇨銅銭一〇〇〇枚⇨一分の一デイナーナル金貨）では、デイナーナル金
貨一枚を銅銭重量の一・一四倍として（四・二五グラム）、金一兩約八七・七
貫文である。

⑨4 注⑧7を参照。

⑨5 「宋銭の裏表」（『黒川古文化研究所紀要』古文化研究』八、二〇〇八
年）・「日本と中国の出土銭——北宋銭を中心として——」（『東方学』
一一八、二〇〇九年）・「中世渡来銭の謎」（『黒川古文化研究所紀要』古文
化研究』一〇、二〇一一年）。

⑨6 注⑧7所掲、「経済学からみた出土銭貨」（『平安京左京八条三坊七町』
一五八—五九頁）。

⑨7 伊原弘「都市臨安における信仰を支えた庶民の経済力——石刻史料の解
析を事例に——」（『駒沢大学禅研究所年報』五、一九九四年）を参照。

⑨8 『袁氏世範』卷三「仮貸取息、貴得中」（二一七八年成立）。曾我部静雄
「宋代の質屋」（同『宋代政経史の研究』吉川弘文館、一九七四年所収：第
十五章、五二三頁）、拙稿「続・円仁の『日記』を読む——廃仏と金融

——」（『立命館文学』六一九、二〇一〇年）、表B（中国金融史略年表）を
参照。

⑨9 拙稿Ⅲ、一四二頁（注③2）参照。高さ八尺余に達する巨大銀瓶（七九五
年）や銀製化粧箱（八二四年）の進奉は、唐代中期以降の流行でもあった
（『冊府元龜』卷一六九、帝王部・納貢獻）。なお、拙稿Ⅰ、一五九頁（注
③7）及びⅢ、一四二頁（注③6）、「池苑内縦人開撲遊戯」は、「関撲」の誤
り。

⑩0 藤善氏訳注書、下、四五四頁。十八貫は秀才（十五貫〈五月五日〉、拙
稿Ⅱ、四五頁上段）とは別件で、「（銭）五貫と水銀等」と訳される箇所
も、前掲『青方文書』に、「ミつかねたる2」（順性）、「水銀17筒」（恵存）
の他、「四十貫水銀」（道覚房）とある。小葉田説に拠った、拙稿Ⅰ、一四一
頁下段では、水銀一兩八〇文（十貫文÷一二五）であった。やはり前出の
「永仁御即位用途記」（一二九八年）における、金・銀・水銀比価（一兩
三〇〇疋〈三貫文〉・一〇〇疋〈一貫文〉・二三・三疋〈二三三文〉）、一・
三・一二・八では、特に水銀価格の上昇が際立っている。

なお、限りなく逐日日誌に近い当『日記』には、一〇七二年七月十二
日・一〇七三年一月二十四日の、二日分の空白があるが（拙稿Ⅰ、一二九
頁下段）、七月十三日—十月二十九日（卷二—四）に互る干支のズレを訂
正して七月十二日を欠文とし、一月二十三日末尾・二十四日冒頭を復原さ
れる（空白は一日のみ）、藤善氏訳注書の処理に従うべきであろう（上、
二一四頁〈注1〉・五〇四—〇五頁〈注1〉、下、二二二〈注3〉—二三
頁）。

（本学非常勤講師）